

関西広域連合が地方創生推進交付金を申請した場合の取り扱い

このたび内閣府から示された地方創生推進交付金の申請手続きでは、広域連合が推進交付金の申請を行った場合には、関係地方公共団体が広域連携事業を申請するのと同様、それぞれが1事業ずつ申請したものとすることとされた。

広域連合が処理する事務は、構成団体が処理権限を有する事務の一部を移管し、広域連合がその権限と責任のもと処理するものである。各地方公共団体が実施権限を有しながら、実施にあたり連携を図る広域連携事業とは、大きくその趣旨が異なるものであり、両者を同一視すべきではない。

我が関西広域連合は、既存の府県事務の連携という範疇を越え、都道府県とは別の特別地方公共団体として、先駆性を発揮した広域的な事業を展開している。このような団体は全国でも関西広域連合のみである。

以上のことから、下記のとおり要請する。

記

地方創生推進交付金の申請にあたり、関西広域連合についても都道府県と同様5事業の申請を可能とするとともに、広域連合が申請した場合に関係地方公共団体が1事業ずつ申請したものとするという取り扱いを行わないこと。

平成 28 年 4 月 28 日

関西広域連合長

井戸 敏三